

野洲地域 循環型社会形成推進地域計画

滋賀県 野洲市
平成 22 年 1 月
(変更)平成 24 年 3 月
(変更)平成 25 年 12 月

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	滋賀県 野洲市
面積	80.15km ² ※平成22年7月30日総務大臣告示、守山市との行政区確定による。
人口	50,409人（平成20年10月1日） 50,642人（平成23年3月31日） 50,859人（平成25年12月1日）

(2) 計画期間

本計画は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

野洲市（以下、本市）は、滋賀県の中央部、琵琶湖の南岸・湖南地方に位置しており、東南を形成する山地部と、山地から琵琶湖に向かって緩やかに広がる平坦部とを持つ、面積80.15km²の地域である。

本市では、「野洲クリーンセンター」にて可燃ごみの焼却、不燃・粗大ごみの破碎選別、プラスチック容器・ペットボトルの減容を行い、「蓮池の里第二処分場」にて埋立処分を行っている。また、し尿及び浄化槽汚泥は、本市と草津市、守山市、栗東市とで構成する湖南広域行政組合において、広域的に処理を行っている。

また、市民会議やアンケート調査によって市民の意見を取り入れた3R推進施策を展開しており、「ごみ排出量削減」、「ごみ再使用率向上」、「リサイクル率向上」、「最終処分率削減」、「エネルギー回収向上」、「温室効果ガス削減」に向けて取り組んでいる。

家庭系ごみのうち、可燃ごみは昭和57年1月の分別収集開始当初から「指定紙袋制」を導入し、先進的な取り組みを行ってきた。現在は「半透明指定袋制」を採用している。次いで、不燃ごみが平成12年4月に、プラスチック容器が平成14年10月に、それぞれ「半透明指定袋制」を導入し、適正排出とごみの減量化を推進している。また、資源ごみとしては7品目の分別収集を実施し、これと併せて市民の集団回収活動も実施されていることから、平成20年度の資源化率は21.7%と、同年全国平均20.3%を上回っている。

事業系ごみについても、平成17年度より適正排出への指導を強化しており、更なるごみの発生抑制・再資源化の徹底に向けて、取り組んでいる。

処理・処分の状況としては、現在、資源ごみとして収集した古紙、古布、空き缶・金属、ビン、廃食油は、直接売却していることや、粗大ごみ処理施設での効率的な有

価値回収が難しいことから、市が主体となって更なる資源回収に取り組む必要がある。

今後は、廃食用油の回収拡大や生ごみ処理システムの構築等を検討するとともに、中間処理計画として、「①衛生処理のための適切な処理施設の整備」、「②廃棄物処理に対する意識啓発及び啓蒙－3R市民活動拠点施設の整備－」、「③循環型社会形成を目指した低環境負荷・高効率型施設の整備」を掲げ、本市の3R推進施策に寄与する施設整備を行うものとする。

また、生活排水については、公共下水道及び農業集落排水施設の事業推進を図りながら、これらの対象地域以外の地域については合併浄化槽の設置・切り替えを促進し、適正な生活排水処理を推進していく。

(4) 広域化の検討状況

「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」では、可燃ごみ処理施設および粗大・不燃ごみ処理施設について、平成21年度以降に、本市と守山市で広域化を図ることとされている。

そうした中、平成20年度に、現在の施設について精密機能検査を実施したところ、7年後の平成27年度に、通常の維持管理では使用の継続が限界に達することが判明した。

そこで、対応について検討したところ、継続的且つ安定的な処理を行うためには、早急な大規模改修または更新（建て替え）を行うことが必要であり、検討の結果、更新が最適であると総合的に判断した。

広域化に向けて整備する場合、両市での候補地調整等で長時間を要することとなるが、今回の整備は上記のとおり早急な対応を必要とすることから、単独での更新を図らざるを得ないものである。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 20 年度の一般廃棄物の排出・処理状況を、図 1 に示す。

総排出量は 14,629 トンであり、再生利用される総資源化量は 3,171 トン、リサイクル率（＝総資源化量÷総排出量）は 21.7%である。中間処理による減量化量は 9,213 トンであり、排出量の 69.2%が減量化されている。また、排出量の 16.9%に当たる 2,245 トンが埋め立てられている。さらに、中間処理量のうち、焼却量は 11,039 トンである。

なお、野洲クリーンセンター（焼却施設）では、余熱利用を行っていない

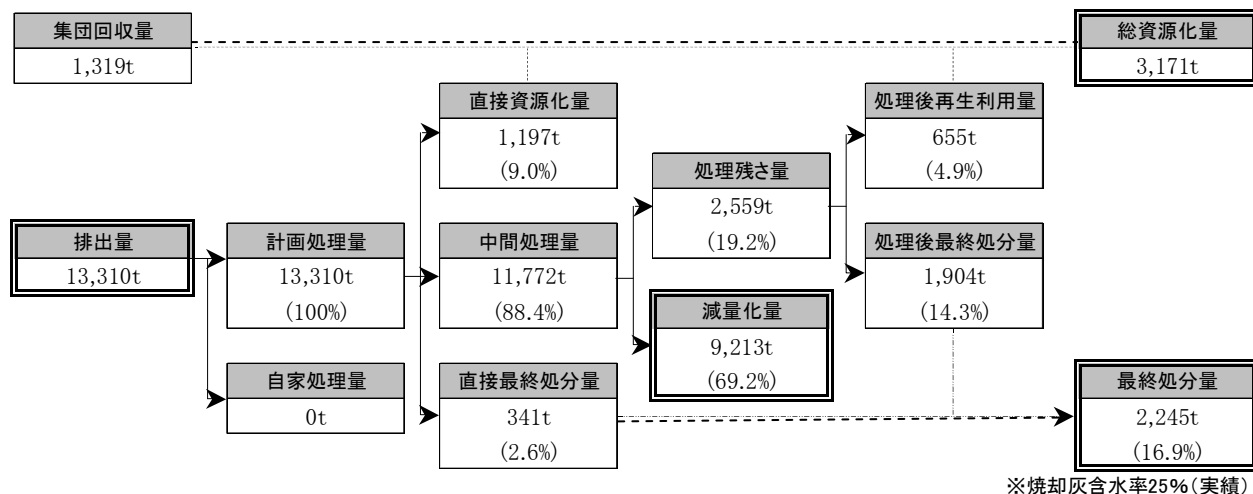


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 20 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 20 年度の生活排水の排出・処理状況を、図 2 に示す。

生活排水処理対象人口は、全体で 50,315 人であり、汚水衛生処理人口は 48,941 人、汚水衛生処理率は 97.3% である。し尿発生量は 1,524kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は 2,644kℓ/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 4,168kℓ/年である。

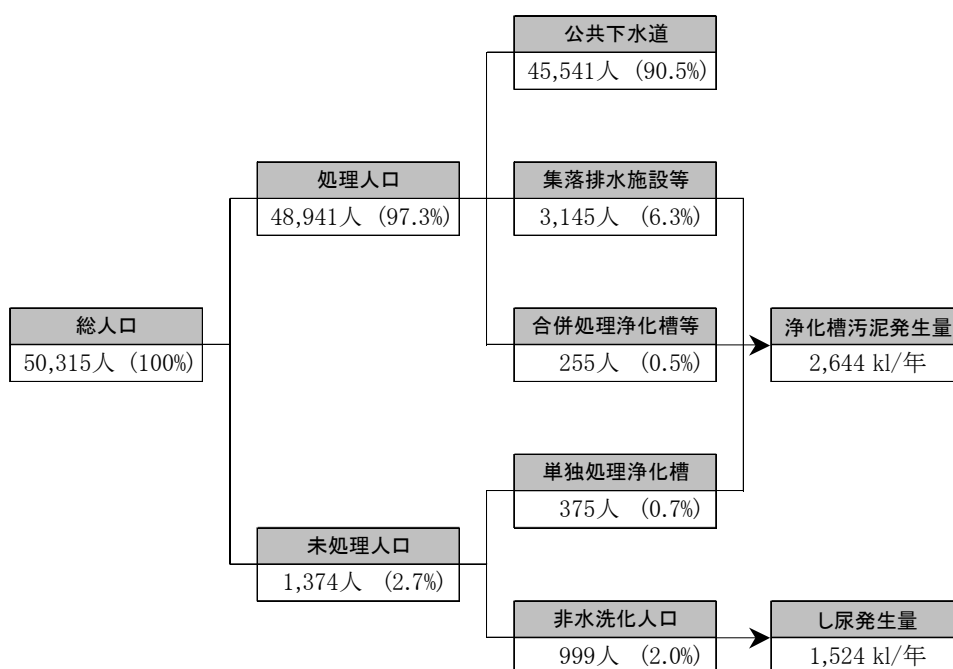


図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 20 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

なお、集団回収量含む場合の1人1日当たりごみ排出量は、最新(平成20年度)の全国平均が1,033g、滋賀県平均が938gであるのに対して、本市が同年度797gと、相当程度発生抑制がなされていることに加え、年々人口が増加していることから、これ以上の年間排出量の減量化が困難であるため、目標値は現状に対して-4.7%程度とする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合※1) (平成20年度)		目標(割合※1) (平成28年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	2,647 トン		2,740 トン (H20比 3.5%)	
	1事業所当たりの排出量※2	1.46 トン/事業所		1.63 トン/事業所 (H20比 11.6%)	
	家庭系 総排出量	10,663 トン		9,949 トン (H20比 -6.7%)	
	1人当たりの排出量※3	175.16 kg/人		149.62 kg/人 (H20比 -14.6%)	
合 計	事業系家庭系排出量合計	13,310 トン		12,689 トン (H20比 -4.7%)	
再生利用量	直接資源化量	1,197 トン	(9.0%)	1,390 トン	(11.0%)
	総資源化量	3,171 トン	(23.9%)	4,007 トン	(31.6%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	-		-	
減 量 化 量	中間処理による減量化量	9,213 トン	(69.2%)	9,036 トン	(71.2%)
最終処分量	埋立最終処分量	2,245 トン	(16.9%)	1,422 トン	(11.2%)

※1 排出量は現状(平成20年度分)に対する割合、その他は排出量に対する割合
 ※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)
 ※3 (1人当たりの排出量) = [(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)] / (人口)
 <指標の定義>
 排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)(単位: トン)
 再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和(単位: トン)
 熱 回 収 量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量(単位: MWh)
 減 量 化 量: 中間処理量と処理後の残さ量の差(単位: トン)
 最終処分量: 埋立処分された量(単位: トン)

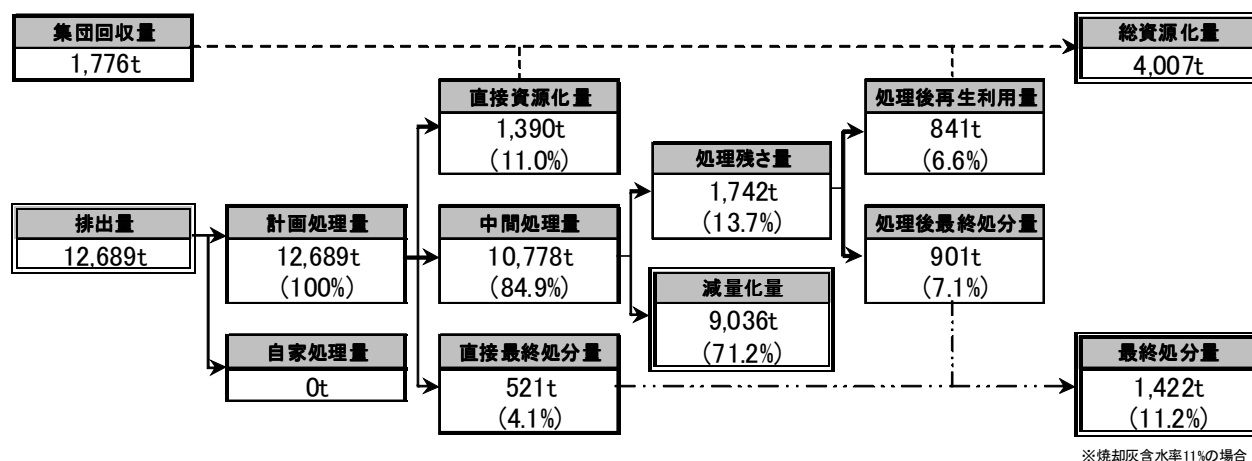


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成28年度)

(4) 生活排水の処理の目標

本計画の計画期間中においては、生活排水等の汚水衛生処理を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 生活排水処理の現状と目標

		平成20年度実績	平成28年度目標
処理形態 別人口	公共下水道	45,541 人 (90.5%)	48,358 人 (93.7%)
	農業集落排水施設等	3,145 人 (6.3%)	3,009 人 (5.8%)
	合併処理浄化槽等	255 人 (0.5%)	91 人 (0.2%)
	未処理人口	1,374 人 (2.7%)	167 人 (0.3%)
	合 計	50,315 人	51,625 人
し尿・ 汚泥の量	汲み取りし尿量	1,524 キロリットル	213 キロリットル
	浄化槽汚泥量	2,644 キロリットル	517 キロリットル
	合 計	4,168 キロリットル	730 キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 3R啓発活動・環境学習の推進（施策番号 11）

<施策の内容>

3Rの啓発活動を行い、資源化・減量化方策推進の基盤を確立し、環境への負荷の少ない生活スタイルを推進する。

廃棄物問題を環境問題の一つとしてとらえ、環境に配慮した生活、特に「廃棄物を少なくする暮らしの実現に向けて」の意識や行動を定着させるための環境学習会等を開催し、学校教育・社会教育・家庭教育等生涯教育を通じて、3Rに対する理解と認識を深めてもらう。

<具体的な方策>

○啓発活動の充実（行政、市民）

市民、事業者に対してごみの減量化・資源化、さらにごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ新たな啓発手法の開発に努める。

○環境学習の推進（行政、市民、事業者）

- ・3Rパンフレット等を作成し、廃棄物問題についての意識改革を図る。
- ・環境学習会、キャンペーン・イベント（廃棄物処理施設の見学会、環境問題やごみ減量に関するフォーラム等）を通して、理解を深めてもらう。
- ・ごみ処理コスト等の現状について共有化を図る。

○ごみ処理手数料の見直し（行政、市民、事業者）

昭和57年1月の分別収集開始当初から、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについて、また、平成14年10月からプラスチック容器について、それぞれ有料化として一定のごみ処理手数料を徴収し、平成22年10月にごみ処理費にかかる負担の適正化を図るため手数料を改正した。今後も、処理原価に基づく一定割合の費用負担、排出量に応じた費用負担に基づき、ごみ処理手数料を点検のうえ、見直し、市民、事業者が処理費用を意識し、排出量抑制につなげる。

イ 3R情報システムの整備（施策番号 12）

<施策の内容>

廃棄物の減量化や資源化に関する関連情報の整備を図り、有効に利用できる体制を確立する。

特に毎年発行している「ごみ収集カレンダー」や「分別名人」の活用度が高い

ことから、さらに情報内容を充実させ、市民の「エコバイブル」とする。

<具体的な方策>

○「分別名人」の充実（行政、市民）

- ・「ごみ収集カレンダー」や「分別名人」の情報内容を充実させ、適正分別を推進してリサイクル率の向上を図るとともに、情報発信のために活用する。

【提供情報の内容】

- ・廃棄物交換情報の提供、減量化・再資源化に関する情報
- ・廃棄物に関する統計資料（ごみ処理コスト等の情報も提供する）
- ・廃棄物処理業者等名簿及び活動状況
- ・リサイクル団体名及び活動状況
- ・身近なリサイクル技術
- ・フリーマーケット、ガレージセール、フォーラム等イベント情報
- ・リユース・リサイクル等に関する行政情報
- ・エコショップ調査、ガイドブックによる情報公開
（グリーン購入普及推進のためのガイドブック）
- ・分別方法についてわかりやすい資料（分別チラシ）を配布する等、適正な分別の周知徹底を図る。

ウ ごみの適正分別の推進（施策番号 13）

<施策の内容>

収集ごみの適正分別を推進し、プラスチック容器類や空きビン等への異物混入を少なくする等、処理・資源化の向上を図る。

また、平成 28 年度以降、プラスチック容器類のリサイクルについては、焼却、熱回収を前提とする。なお、平成 25 年度には国において容器包装リサイクル法の改正が予定されており、そのなかで経費面、プラスチック容器類の資源化についてより良い手段が示されれば、それに向けて対応を行う。

また、集団回収については、市民意識が高く、助成制度を廃止した後も自主的な取り組みにより多くのごみが回収されていることから、市としては、今後も「野洲市自治会活動活性化補助金交付要綱」に基づき、収集ごみ及び集団回収ごみの集積場所設置に関する助成を継続し、適正分別による資源物の回収率向上をサポートしていく。

<具体的な方策>

○ごみ収集方法の改善（市民、事業者、行政）

- ・分別方法について、わかりやすい資料（分別チラシ）を配布する等、適正な

分別の周知徹底を図る。

- ・分別時の異物混入について、分別状況の実態調査を行う。また、異物混入による影響について周知を図る。(爆発物による収集時の影響、プラごみ異物混入による処理時の影響等)
- ・集積所の管理強化、指定袋への氏名記入強化
- ・特に可燃ごみの中で4割を越える紙・布類の資源ごみに焦点を当て、徹底した分別の取組みを強化するため、他市事例研究や市民のインセンティブを高める事業実施を検討する。

エ 生ごみ資源化の推進（施策番号 14）

＜施策の内容＞

家庭、事業所における生ごみ資源化への支援、および生ごみ処理施設の設置検討を行い、生ごみの資源化を推進する。

＜具体的な方策＞

○家庭での資源化推進（市民、行政）

家庭から排出されるごみのうち、大きな割合を占める厨芥について、簡易なコンポスト化容器により堆肥化を行い、減量化を促進する。

○事業所に対する堆肥化装置設置補助（事業者、行政）

事業系厨芥類の減量化に向けて、堆肥化装置を設置する事業者に対する助成制度の検討を含め、循環的利用を促進していく。

○有機農業と連携する資源化システムの構築検討（市民、事業者、行政）

農業者と連携する生ごみ資源化システムの構築に取り組む。

○生ごみ処理システムの検討（行政）

バイオマス等、市内全域の生ごみリサイクル方法について、実現性、効果を把握する。また、焼却対象物のカロリーバランスにも配慮し、最適な生ごみ処理システムの検討を行う。

オ 包装の適正化推進（施策番号 15）

＜施策の内容＞

廃棄物発生の大きな要因である過剰包装を抑制し、適正包装に関する基準を検討するとともに、市民・事業者に対して啓発事業を行う。

＜具体的な方策＞

○「エコな店ガイドブック」による情報提供

市内のエコロジーな店を調査及び審査し、平成22年度に「エコな店ガイドブ

ック」を作成した。エコな店の普及啓発を推進することにより、資源の浪費やごみの排出を減少させていく。

○レジ袋等減量化の推進（市民、事業者、行政）

レジ袋等のごみを減らす観点から、市民、事業者、行政の3者による地域協定を締結し、レジ袋等の減量化に努める。

○過剰包装の抑制（事業者）

使い捨て容器（トレイなど）の使用を必要最小限にする等、流通業界団体等で自主的に策定した包装の基準を遵守するとともに、包装材料の減量化に一層の努力を行う。また、消費者によるレジ袋削減取組に積極的に協力する。

家電製品梱包用等の梱包材については、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、製造・流通事業者の責任において、回収・再生利用する体制を整備する。

カ ごみの散乱防止に関する事業の推進（施策番号 16）

<施策の内容>

平成4年3月に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」が制定され、県民、事業者、土地管理者、市町村及び県などの関係者が一体となって、ごみの散乱防止に取り組み、快適でさわやかな県土を創り上げていくことをめざしている。取り組みの基本は、散乱ごみを発生させない「未然防止対策」と、捨てられない美しい環境づくりの「清掃美化管理対策」の2本を柱とし計画的な美化対策の推進ならびに環境美化に対する意識の高揚及びモラルの向上に向け積極的に取り組む。

<具体的な方策>

○不法投棄パトロール（市民、事業者、行政）

行政あるいは市民・事業者によるパトロールを強化する。

○ごみの散乱防止（市民、事業者）

啓発看板を設置したり、事業所周りの清掃を呼びかけるほか、地域のボランティア清掃時には廃食油の再利用によるBDF燃料を使用した「エコライフ推進車」を運搬用に貸し出し、このほかごみ袋の提供や道具の貸出しも行っており、ごみの散乱防止に努めている。

キ 廃食油の回収・エネルギー化推進（施策番号 17）

<施策の内容>

廃食油については、市民の半数程度が燃えるごみとして収集に出すか、自家処理している状況である。これを回収することにより、資源の再利用、焼却処理施設の延命化につながる。市内の一部地域では食用油等の廃油を回収し、資源化し

ているのでこれらを参考に効率的な回収システムの整備について検討する。

＜具体的な方策＞

○廃食油回収制度の充実（市民、事業者、行政）

- ・回収拠点の充実、効率的な回収方法の検討、モデル地区での回収実験
- ・BDFの利用拡大

ク 効率的な廃棄物処理システムの構築（施策番号 18）

＜施策の内容＞

平成 20 年度より、公共施設の空きスペースを利用して、不定期にリユースステーションを試行し、家具等の粗大ごみなどについて、再利用できるものを一部修理、清掃の後に、保管・展示し、希望者に無償譲渡しており、今後も継続する。

今後、資源回収や熱利用等を効率的に行うことのできる処理施設の整備、リユース啓発の拠点となる施設の整備を推進するため、平成 22 年度より、廃棄物の発生・排出の抑制、リサイクルシステム、処理施設の整備方策等について、長期的な観点から、総合的な研究を行う。

＜具体的な方策＞

○効率的廃棄物処理システムの研究（行政）

- ・ごみ資源化技術に関する情報収集
- ・リサイクルシステムの情報収集
- ・中間処理技術に関する情報収集
- ・最終処分技術に関する情報収集
- ・環境監査システムに関する調査
- ・レアメタル(希少金属)の回収技術に関する調査

ケ 最終処分率低減を目指した技術開発・システムの研究（施策番号 19）

＜施策の内容＞

最終処分率の低減化を目指し、焼却灰の資源化等に関する技術開発・システムの研究を進める。

焼却灰の資源化等個別技術とともに、「効率的な廃棄物処理システムの構築」(施策番号 19) とあわせた一体的な最終処分システムに関する研究を行い、長期的な観点で最終処分率低減を目指す。

＜具体的な方策＞

現在、大阪湾圏域広域処理場（フェニックス計画）に埋立処分している焼却灰

の資源化、直接搬入埋立ごみの減量化等の方法について、最新の技術開発状況、周辺地域の動向の情報収集を行う。さらに、本市にとって最適な最終処分システムの検討を行い、それに合わせた技術開発・研究を進めるとともに、焼却灰セメントリサイクルを行う。

○最終処分システムの研究（行政）

- ・最終処分量削減を視点にしたリサイクルシステム（リサイクル施設）、収集方法、有料化方策等について、最適なシステムの検討を行う。
- ・大阪湾圏域広域処理場（フェニックス計画）の将来動向を見据え、将来的な最終処分システムについて最適な方策を検討する。

○焼却灰セメントリサイクルの運用実施に向けた準備（行政）

- ・焼却灰の資源化方法として、セメント原料化等現状で確立されている技術の適用性を検討し、平成 28 年度を目途に、焼却灰の一部をセメント原料として再資源化を運用実施するため、具体の準備を進める。

○焼却灰の加湿方法の検討（行政）

- ・焼却灰の加湿による増量が最終処分量に影響しているため、最適な加湿方法について研究を行う。

○直接搬入ごみの削減方策の検討（行政）

- ・家庭から直接最終処分される直接搬入ごみの削減策について、ハードおよびソフト両面から、方策の検討を行う。

コ 生活排水対策（施策番号 20）

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、啓発活動の強化を図り、まずは、公共下水道及び農業集落排水施設の事業推進を図り、次に、下水道計画区域外および下水道計画区域内整備まで 7 年以上かかる地域については、合併浄化槽の設置・切り替えを促進し、適正な生活排水処理を推進していく。

（2）処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分、処理方法については、表 3 のとおりである。

現在、本市では 12 分別を行っており、このうち資源ごみは、「プラスチック容器」、「ペットボトル」、「古紙」、「古布」、「空き缶・金属」、「ビン」、「廃食油」の 7 分別により、資源化を推進している。今後は、適正分別の推進によって更なる資源ごみ回収量の向上を図るために、リサイクルセンターの整備により、これまで選別が難しかった燃えないごみや粗大ごみからの有価物回収率を向上させる

とともに、プラスチック容器類の熱回収への転換とともに古紙古布の資源化の強化を図り、より効率的な資源化システムを構築していくものとする。

また、老朽化している焼却施設の建て替えにおいては、処理残渣の資源化を検討し、焼却灰セメントリサイクルの実施運用に向け具体の準備を行うなど、ごみの安定的処理の継続と、焼却施設とリサイクルセンターの統合的整備による資源化の促進を行っていくものとする。このほか、新施設では、熱エネルギーを回収し、給湯等余熱利用を行う。

さらに、「廃食油」については、市民の半数程度が「燃えるごみ」として収集に出すか、自家処理している状況であることから、現在市内の一部地域で廃油を回収し、資源化している。今後は、現状の取り組みを基礎に、市民からの廃食油の回収方法や、飲食店と参加事業者との廃食油回収に関する協議、市民や農業・漁業関係団体に向けたBDF燃料の普及啓発等を行い、効率的な回収システムの整備を検討していくものとする。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業所等における紙類等のごみの排出抑制を図るため、平成 16 年 10 月の合併当初より、条例等によって 3 t/月以上の多量排出事業所に「ごみ減量化計画」の策定を義務づけている。今後は、排出量条件を 2 t/月以上に拡大し、目標値の設定や責任者の選任など、より広範囲における効果的な計画策定を促していくものとする。

また、本市では、平成 17 年度より、許可業者による事業系一般廃棄物の収集運搬を開始し、排出事業者に対しては、指定袋による排出・指定袋への事業所名の記名・廃棄物搬入確認書の記入などを義務づけ、排出量及び排出内容の確認・管理を行わせてきた。

収集運搬許可業者に対しても、翌年度から搬入時の検査制度を徹底し、平成 21 年度からは規則により搬入時の検査による違反に対し、罰則制度を設けた。

これらにより、事業系一般廃棄物に関して、排出事業者及び収集運搬許可業者に対し、適正な排出、排出抑制など、より一層の排出廃棄物の管理を徹底させるとともに、市においても、事業所毎の排出量の的確な把握とデータベース化、それによる事業者毎の減量指導を行うものとし、特に許可業者の適正な管理及び指導により、排出事業所の減量及び適正分別などのインセンティブによる効果を得ている。

特に、内容物検査では、資源物（雑誌、新聞紙、ビン、缶、ペットボトルなど）についても細かくチェックし、加えて処理不適物及び産業廃棄物などの搬入不適物などの混入時は、排出事業者に対して、迅速にかつ的確な分別、排出抑制指導が行えるため、全体的な事業系一般廃棄物の排出量の抑制、適正分別の促進を行

う。

※搬入時の検査：事業所毎に、1箇月に1回 破袋による内容物検査
毎日1回 搬入確認書の検査など

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在及び今後についても、併せて処理する産業廃棄物はない。

エ 生活排水処理体制の現状と今後

今後も、下水道や集落排水施設を今後7年以内に整備する計画のない地域については、生活雑排水処理の観点から、合併浄化槽への切り替えを進めていくものとする。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、本市と草津市、守山市、栗東市とで構成する湖南広域行政組合において、今後も、広域的に処理を行っていく。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇適正分別の徹底による資源ごみ回収量の向上を図るとともに、有価物回収率を向上させるための施設整備を伴った資源化システムを検討する。
- ◇熱回収施設とリサイクルセンターの統合的な整備により、効率的な資源化システムの構築を図るとともに、余熱利用による熱エネルギーの有効利用を図る。
- ◇プラスチック容器類のリサイクルは、平成28年度から焼却、熱回収を前提とする一方、可燃ごみの4割を超える紙・布類の分別の周知徹底によりリサイクルの強化を図る。
- ◇焼却灰の資源化方法として、セメント原料化等現状で確立されている技術の適用性を検討し、平成28年度を目途に、焼却灰の一部をセメント原料として再資源化を実施する。
- ◇廃食油の効率的な回収システム、BDF燃料の利用拡大を検討していく。
- ◇多量排出事業者のごみ減量化への要請強化を図るとともに、その他の事業系ごみ排出者及び収集運搬許可業者に対する適正排出の指導を強化していく。
- ◇生活雑排水処理のため、合併浄化槽への切り替えを促進していく。

表3 家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成20年度)			今後(平成28年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	処理方法	処理施設等	処理計画(t)
燃えるごみ	焼却	野洲クリーンセンター (焼却処理施設)	焼却	(仮称)新・野洲クリーンセンター (焼却処理施設)	6,704
燃えないごみ	破砕選別	野洲クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	複合	-	571
粗大ごみ	破砕選別	野洲クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	破砕選別	-	624
プラスチック容器	減容	野洲クリーンセンター (資源化施設)	減容	-	139
ペットボトル	減容	野洲クリーンセンター (資源化施設)	減容	-	791
古紙	資源化・売却	(直接売却)	リサイクル	(直接売却)	169
古布	資源化・売却	(直接売却)	リサイクル	(直接売却)	121
空き缶・金属	資源化・売却	(直接売却)	資源化・売却	(直接売却)	309
ビン	資源化・売却	(直接売却)	資源化・売却	(直接売却)	-
廃食用油	資源化・売却	(直接売却)	資源化・売却	(直接売却)	-
使用済乾電池	埋立	(委託)	埋立	(委託)	9
直接最終処分	埋立	蓮池の里第二処分場	埋立	蓮池の里第二処分場	512
資源ごみ					

※現状(平成20年度):「野洲市一般廃棄物処理実績 平成20年度」より
 ※今後(平成28年度):予測結果より
 ※処理実績及び処理計画量は、生活系ごみ(収集ごみ及び生活系直接搬入ごみ)を示す。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)ア、イに示す処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収推進施設	(仮称)新・野洲クリーンセンター整備事業	約45t/日	野洲市大篠原	H25～H27
2	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)野洲リサイクルセンター整備事業	約8t/日	野洲市大篠原	H25～H27

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化への対応、エネルギー回収の促進

事業番号2 既存施設の老朽化、資源化の推進、3Rの普及啓発、エネルギー回収施設との統合的な整備による効率的な資源化システムの構築

イ 合併浄化槽の整備

上記(2)エに示す処理を行うため、表5のとおり合併浄化槽の整備を行う。

表5 整備する合併浄化槽

事業番号	事業	直近の整備済基数(H20年度)	整備計画基数	整備計画人口	事業期間
3	浄化槽設置整備事業	4基	12基	84人	H22～H27

(4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)アの施設整備を行うため、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
41	(仮称)新・野洲クリーンセンター整備(事業番号1)に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・用地測量・地質調査 ・施設整備基本計画(処理方法検討含む)策定 ・生活環境影響調査 ・施設整備実施計画策定 ・敷地造成基本設計 ・敷地造成実施設計 ・施設整備技術評価(仕様書作成含む)等 	H22～H26
42	(仮称)野洲リサイクルセンター整備(事業番号1)に係る計画支援事業	(同上)	H22～H26

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業（施策番号 51）

大型ごみ等として排出されるおもちゃ、家具、自転車等について、様々な製品の修理技術を持った市民を募集登録し、再生利用品の有効利用を図っていく。また、マテリアルリサイクル施設の整備（事業番号 2）と併せて、リユースステーションの併設を検討し、修理等の活動の場を常設化し、需要拡大に努めていく。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発（施策番号 52）

本市では、家電リサイクル法対象品目は、「小売店への引き渡し」、「指定引き取り場所への運搬」、「市への収集依頼（1回/月）」の3つの方法を示しており、法に基づいた適正な回収・再商品化がなされるよう、今後も普及啓発を行っていく。

ウ 不法投棄対策（施策番号 53）

市民・行政が一体となった体制で、不法投棄監視（学区別不法投棄監視員による監視体制）、クリーンパトロール（不法投棄物の早期撤去）、地域住民からの通報の呼びかけを強化し、不法投棄の早期発見、未然防止を図っていくものとする。

特に、地上デジタル放送への移行に伴うアナログテレビの不法投棄増加の可能性があることから、家電量販店等とも連携し、適正処理の周知・徹底に努めていくものとする。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項（施策番号 54）

災害発生時に備え、平成 23 年度までに、「震災廃棄物対策指針」・「水害廃棄物対策指針」及び「野洲市地域防災計画」に基づいて災害発生時の行動マニュアルを整備し、災害廃棄物の保管、収集・運搬、処理、処分が適切に行えるように取り組んでいくものとする。

また、災害時には、一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町や県及び国等との連携による処理体制の確保を図っていくものとし、他の地域において災害が発生したときには、速やかな支援が行えるような体制を整えていくものとする。

※仮置場：蓮池の里処分場グラウンドを優先的に活用し、その他の候補地についても検討を行っていく

※最終処分場：蓮池の里第二処分場

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて滋賀県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成23年度) (1/2)

1 地域の概要

(1) 地域名	野洲地域	(2) 地域内人口	50,642人(平成23年3月31日)	(3) 地域面積	80.15km ²
(4) 構成市町村等名	野洲市	(5) 地域の要件※	<input checked="" type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖積 <input type="checkbox"/> 縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合を構成する市町村: ③設立されていない場合、今後の見通し:		②設立(予定)年月日:		設立、許可予定

※ 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成28年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	2,603	2,659	2,647	2,723	2,733	2,740	(H20比 3.5%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.41	1.45	1.46	1.52	1.54	1.63	
	家庭系 総排出量(トン)	11,515	10,929	10,663	11,423	10,629	9,949	(H20比 -6.7%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	185.43	177.82	175.16	190.73	175.98	149.62	
合計	事業系家庭系排出量合計(トン)	14,118	13,588	13,310	14,146	13,362	12,689	(H20比 -4.7%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	1,433 (10.2%)	1,284 (9.4%)	1,197 (9.0%)	1,182 (8.4%)	1,122 (8.4%)	1,390	(11.0%)
	総資源化量(トン)	3,916 (27.7%)	3,605 (26.5%)	3,182 (23.9%)	3,079 (21.8%)	2,876 (21.5%)	4,007	(31.6%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 Mwh)	—	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	9,507 (67.3%)	9,242 (68.0%)	9,213 (69.2%)	9,486 (67.0%)	9,345 (69.9%)	9,036	(71.2%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,368 (16.8%)	2,336 (17.2%)	2,245 (16.9%)	2,867 (20.3%)	2,299 (17.2%)	1,422	(11.2%)

※ 割合は、排出量分については現状(平成20年度分)に対する割合、その他は排出量に対する割合を示す。

※ 別添資料2として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

3 一般廃棄物施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容						備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)		
熱回収施設	野洲市	連続燃焼式ストーカ	有	90t/日	S57.4	H28.4予定	既設老朽化	連続燃焼式ストーカ	H28.3予定	約45t/日		
マテリアルリサイクル施設	野洲市	併用施設	有	25t/5h	S61.4	H28.4予定	既設老朽化、資源化推進	選別・圧縮・貯留	H28.3予定	約8t/日		
	野洲市	選別・圧縮・貯留	無	3.6t/6h、1.2t/6h	H15.3							
最終処分場	野洲市	準好気性サントイッチ	有	32,000m ³	H14.4							

※ 別添資料1として計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成21年度）（2/2）

4 生活排水処理の現状と目標

指 標・単 位	過去の状況・現状				目 標	
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成28年度	
総 人 口	49,831	50,014	50,169	50,315	51,625	
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	43,983	45,058	45,106	45,541	48,358
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(88.3%)	(90.1%)	(89.9%)	(90.5%)	(93.7%)
農 業 集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	3,160	3,111	3,145	3,145	3,009
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(6.3%)	(6.2%)	(6.3%)	(6.3%)	(5.8%)
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	264	272	270	255	91
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.5%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.2%)
未 処 理 人 口	2,424	1,573	1,648	1,374	167	

※ 別添資料3として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

※ 平成16年10月の町合併による市制移行で、平成16年度はデータ不足のため数値計上していない。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
合併浄化槽	野洲市	4	26	H18	12	84	H28	

※ 別添資料1として計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成23年度）

事業種別	事業番号※1	事業主体名称※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)						
			単位		開始	終了	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H22	H23	H24	H25	H26	H27		
○再生利用に関する事業							1,530,000	0	0	0	250,000	256,000	1,024,000	1,270,000	0	0	0	0	254,000	1,016,000
リサイクルセンター	1	野洲市	約8	t/日	H25	H27	1,530,000	0	0	0	250,000	256,000	1,024,000	1,270,000	0	0	0	0	254,000	1,016,000
○熱回収等に関する事業							2,718,000	0	0	0	250,000	493,600	1,974,400	2,116,000	0	0	0	0	423,200	1,692,800
熱回収施設	2	野洲市	約45	t/日	H25	H27	2,718,000	0	0	0	250,000	493,600	1,974,400	2,116,000	0	0	0	0	423,200	1,692,800
○浄化槽に関する事業							4,968	828	828	828	828	828	828	4,968	828	828	828	828	828	828
浄化槽設置整備	3	野洲市	12	基	H22	H27	4,968	828	828	828	828	828	828	4,968	828	828	828	828	828	828
○計画支援事業							184,280	25,136	20,565	110,079	27,987	513	0	184,280	25,136	20,565	110,079	27,987	513	0
事業番号1の計画支援事業	41	野洲市	—	—	H22	H26	62,655	8,546	6,992	37,427	9,516	174	0	62,655	8,546	6,992	37,427	9,516	174	0
事業番号2の計画支援事業	42	野洲市	—	—	H22	H26	121,625	16,590	13,573	72,652	18,471	339	0	121,625	16,590	13,573	72,652	18,471	339	0
合計							4,437,248	25,964	21,393	110,907	528,815	750,941	2,999,228	3,575,248	25,964	21,393	110,907	28,815	678,541	2,709,628

※1 事業番号については、計画本文3(3)表3に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、併せて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

処理施設の整備に関するもの		処理施設に関するもの		支援に関するもの		その他		
1	(仮称)新・野洲クリーンセンター整備事業	エネルギー回収推進施設 (約45t/日)の整備	野洲市	H25	H27	○	建設	関連事業 41
2	(仮称)野洲リサイクルセンター整備事業	ペトリアルリサイクル推進施設 (約98t/日)の整備	野洲市	H25	H27	○	建設	関連事業 42
3	合併浄化槽設置事業	合併浄化槽の整備	野洲市	H22	H27	○	合併浄化槽の設置	
41	(仮称)新・野洲クリーンセンター整備に係る計画支援事業	用地測量・地質調査、施設整備基本計画、生活環境影響調査、造成設計、施設整備実施計画、技術評価・仕様書作成等	野洲市	H22	H26	○	計画支援	関連事業 1
42	(仮称)野洲リサイクルセンター整備に係る計画支援事業	用地測量・地質調査、施設整備基本計画、生活環境影響調査、造成設計、施設整備実施計画、技術評価・仕様書作成等	野洲市	H22	H26	○	計画支援	関連事業 2
51	再生利用品の需要拡大事業	リサイクルセンターの整備と併せて、様々な製品の修理技術を持つた市民を募集登録し、再生利用品の有効利用を図っていく。	野洲市	H22	H27		調査・検討・登録募集	関連事業 2
52	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	法に基づいた適正な回収・再商品化がなされるよう、普及啓発を行っている。	野洲市	H22	H27		普及・啓発	
53	不法投棄対策	市民・行政が一体となった体制で、不法投棄の早期発見、未然防止を図っていく。アナログテレビの適正処理の周知・徹底に努めている。	野洲市	H22	H27		早期発見・未然防止	
54	災害時の廃棄物処理	災害発生時の行動マニュアルを整備し、災害廃棄物の保管、収集・運搬、処理、処分が適切に行なえるように取り組んでいく。	野洲市	H22	H23		マニュアル整備	

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4～6に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名

滋賀県

(1) 事業主体名	野洲市
(2) 施設名称	(仮称)野洲リサイクルセンター
(3) 工期	平成 25 年度 ～ 平成 27 年度
(4) 施設規模	処理能力 約 8 t/日
(5) 処理方式	破碎、選別、減容、保管等
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化への対応、資源化の推進、3Rの普及啓発、エネルギー回収施設との統合的な整備による効率的な資源化システムの構築
(7) 廃焼却施設解体工事の 有無	有 無
(8) 事業計画額	1,530,000千円

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名

滋賀県

(1) 事業主体名	野洲市
(2) 施設名称	(仮称)新・野洲クリーンセンター
(3) 工期	平成 25 年度 ～ 平成 27 年度
(4) 施設規模	処理能力 約45 t/日 (約22.5 t/日 × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	連続燃焼式ストーカ
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 } 10%以上 %) ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 } 10%以上 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化への対応、エネルギー回収の促進
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 無
(10) 事業計画額	2,718,000千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名

滋賀県

(1) 事業主体名	野洲市
(2) 整備計画の方針	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁防止のため、合併浄化槽を設置する。
(4) 事業期間	22 年度 ～ 27 年度
(5) 事業対象地域の要件	「浄化槽設置整備事業実施要綱」に定める項目において ア 下水道計画区域外 （ア）湖沼水質保全特別措置法 規定地域 （イ）水質汚濁防止法 重点地域 （カ）自然公園等すぐれた自然環境を有する地域 イ 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道計画区域 （ア）湖沼水質保全特別措置法 規定地域 （イ）水質汚濁防止法 重点地域
(6) 事業計画額	<p>交付対象事業費 4,968 千円</p> <p>うち（以下の事業を実施する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基 (人分)	基			
6～7人槽	12 基 (84 人分)	0 基	4,968,000	4,968,000	4,968,000
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合 計	12 基 (84 人分) 改築を除く	0 基	4,968,000	4,968,000	4,968,000

計画支援概要

都道府県名

滋賀県

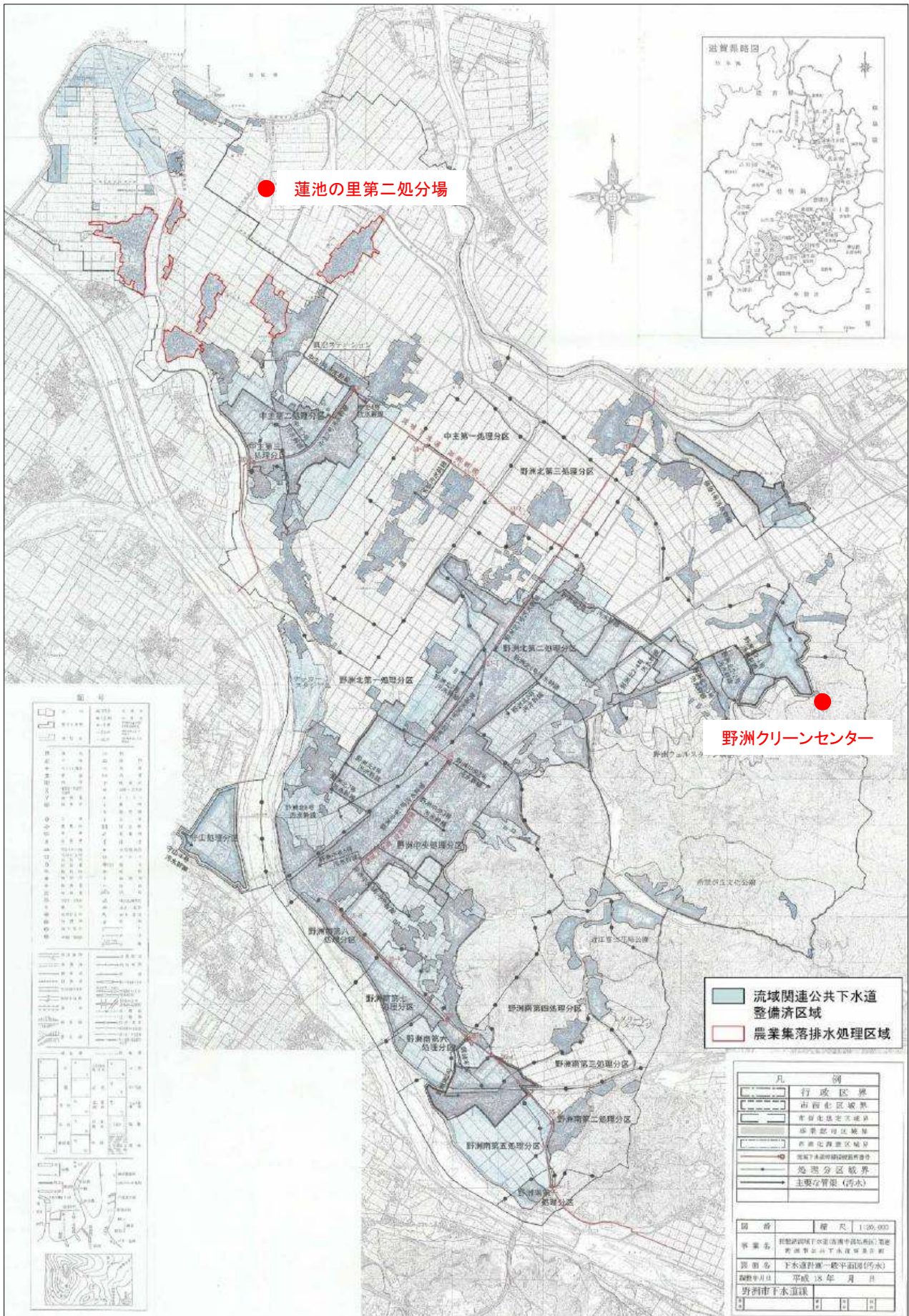
(1) 事業主体名	野洲市
(2) 事業目的	(仮称)新・野洲クリーンセンター整備
(3) 事業名称	(仮称)新・野洲クリーンセンター整備に係る計画支援事業
(4) 事業期間	平成 22 年度 ~ 平成 26 年度
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○用地測量・地質調査 ○施設整備基本計画(処理方法検討含む)策定 ○生活環境影響調査 ○施設整備実施計画策定 ○敷地造成基本設計 ○敷地造成実施設計 ○施設整備技術評価(仕様書作成含む) 等
(6) 事業計画額	121,625千円

(1) 事業主体名	野洲市
(2) 事業目的	(仮称)野洲リサイクルセンター整備
(3) 事業名称	(仮称)野洲リサイクルセンター整備に係る計画支援事業
(4) 事業期間	平成 22 年度 ~ 平成 26 年度
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○用地測量・地質調査 ○施設整備基本計画(処理方法検討含む)策定 ○生活環境影響調査 ○施設整備実施計画策定 ○敷地造成基本設計 ○敷地造成実施設計 ○施設整備技術評価(仕様書作成含む) 等
(6) 事業計画額	62,655千円

別添資料1

計画地域内の施設の状況（現況）

※熱回収施設、リサイクル施設の建設予定地は、未定

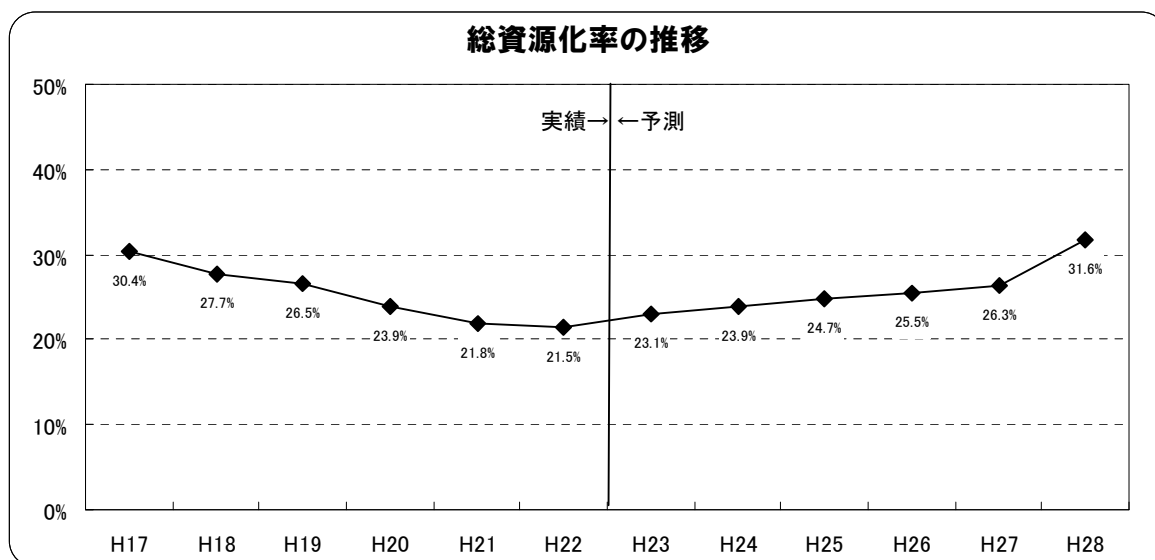
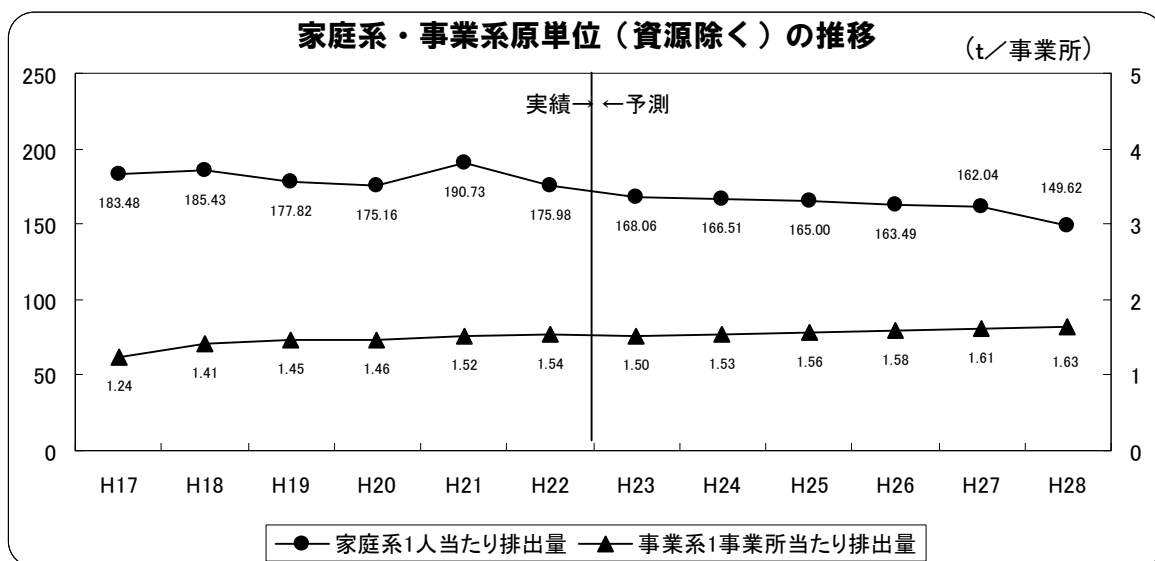


※「野洲市生活排水処理対策推進計画書」(平成 21 年 3 月)抜粋(一部加筆)

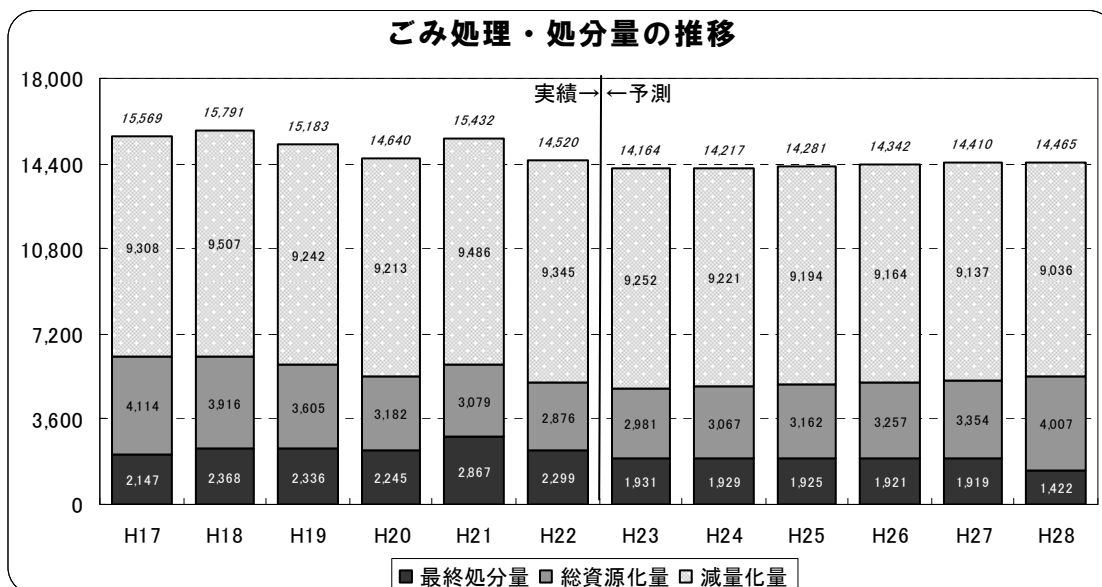
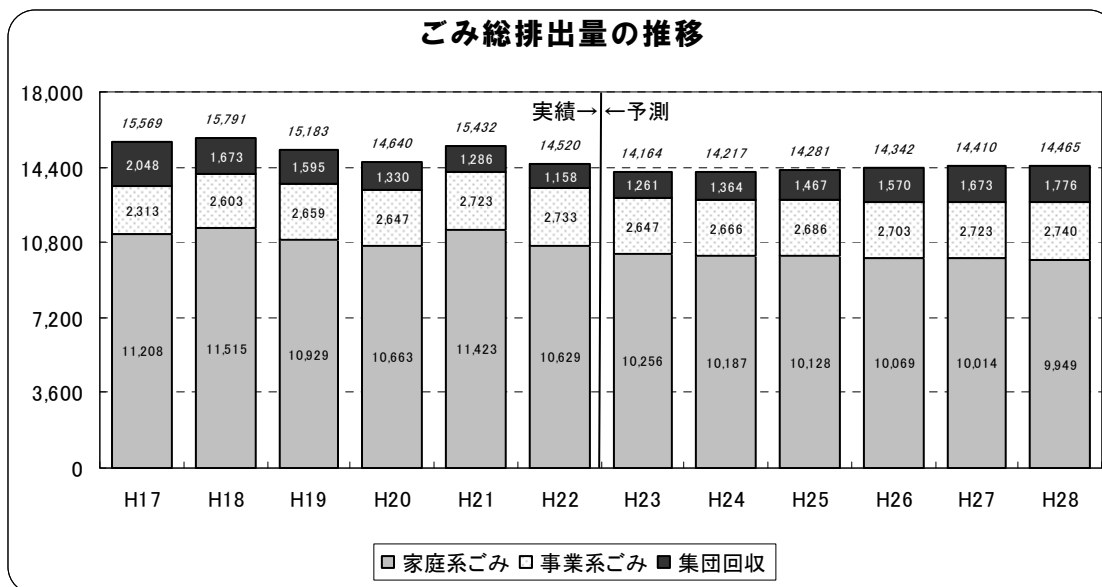
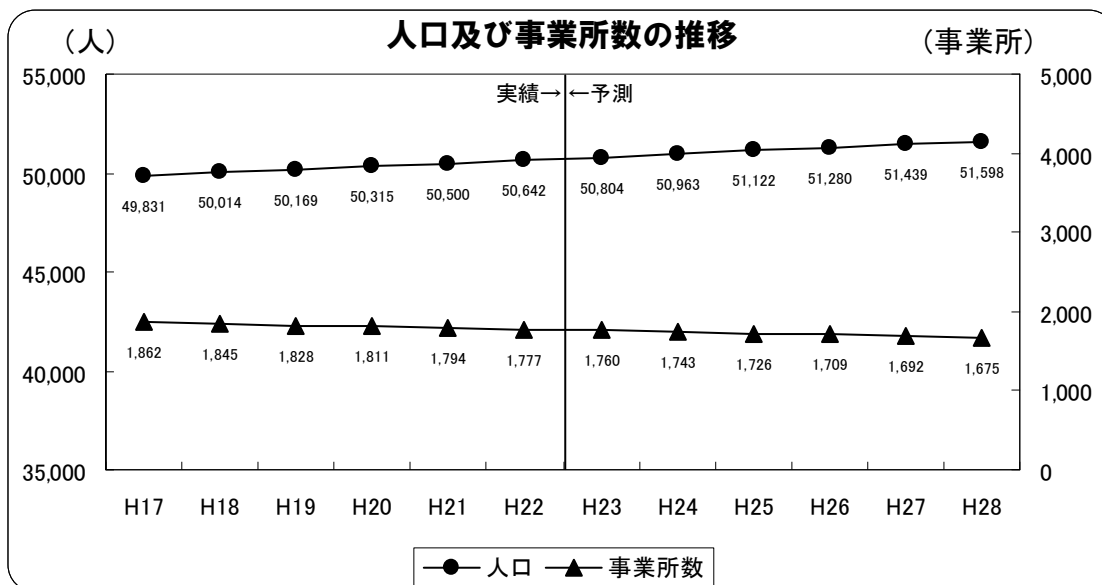
別添資料2

ごみの指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

指 標	実績								予測					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
排 出 量	事業系 総排出量	918	2,313	2,603	2,659	2,647	2,723	2,733	2,647	2,666	2,686	2,703	2,723	2,740
	1事業所当たりの排出量※2	0.49	1.24	1.41	1.45	1.46	1.52	1.54	1.50	1.53	1.56	1.58	1.61	1.63
	家庭系 総排出量	11,782	11,208	11,515	10,929	10,663	11,423	10,629	10,256	10,187	10,128	10,069	10,014	9,949
	1人当たりの排出量※3	200.61	183.48	185.43	177.82	175.16	190.73	175.98	168.06	166.51	165.00	163.49	162.04	149.62
合 計	12,700	13,521	14,118	13,588	13,310	14,146	13,362	12,903	12,853	12,814	12,772	12,737	12,689	
再生利用量	直接資源化量	965	1,300	1,433	1,284	1,197	1,182	1,122	1,070	1,054	1,046	1,040	1,035	1,390
	総資源化量	3,642	4,114	3,916	3,605	3,182	3,079	2,876	2,981	3,067	3,162	3,257	3,354	4,007
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
減 量 化 量	中間処理による減量化量	8,787	9,308	9,507	9,242	9,213	9,486	9,345	9,252	9,221	9,194	9,164	9,137	9,036
最終処分量	埋立最終処分量	2,089	2,147	2,368	2,336	2,245	2,867	2,299	1,931	1,929	1,925	1,921	1,919	1,422



ごみの指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ



別添資料3

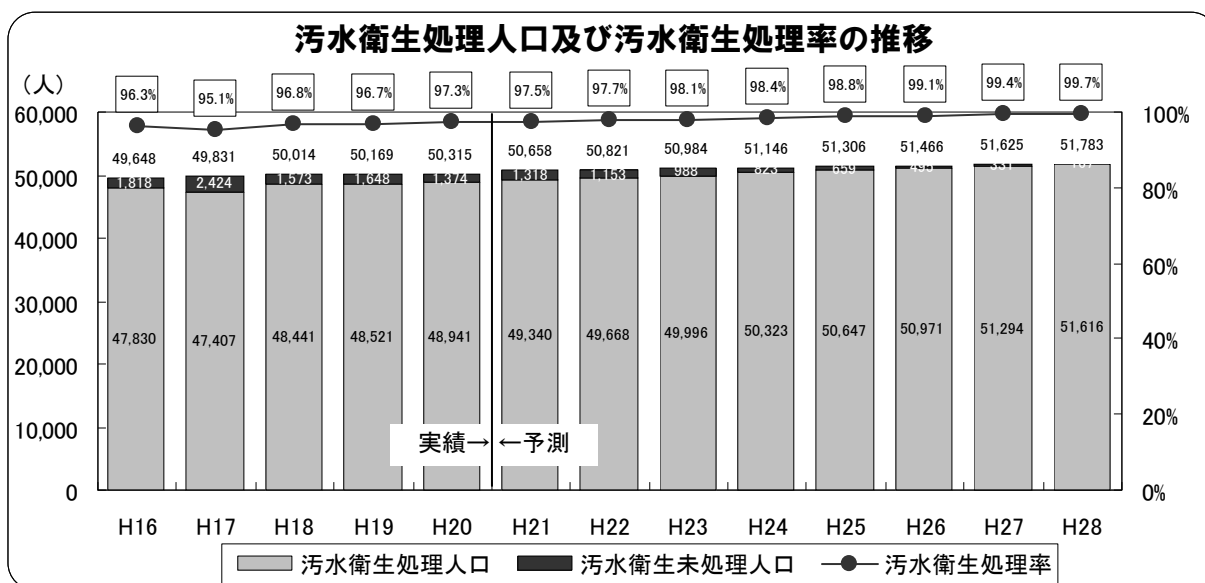
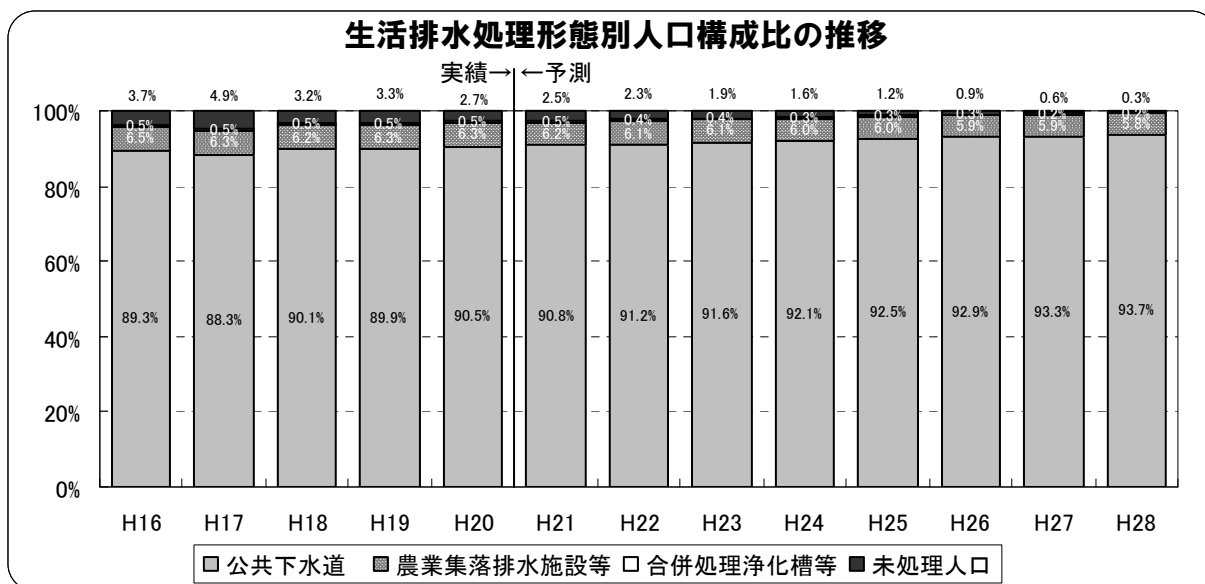
生活排水の指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

指 標	実績					予測								
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
総人口	人	49,648	49,831	50,014	50,169	50,315	50,658	50,821	50,984	51,146	51,306	51,466	51,625	51,783
公共下水道	人	44,340	43,983	45,058	45,106	45,541	45,980	46,348	46,716	47,083	47,442	47,801	48,159	48,516
	(%)	(89.3%)	(88.3%)	(90.1%)	(89.9%)	(90.5%)	(90.8%)	(91.2%)	(91.6%)	(92.1%)	(92.5%)	(92.9%)	(93.3%)	(93.7%)
農業集落排水施設等	人	3,221	3,160	3,111	3,145	3,145	3,126	3,107	3,088	3,069	3,054	3,039	3,024	3,009
	(%)	(6.5%)	(6.3%)	(6.2%)	(6.3%)	(6.3%)	(6.2%)	(6.1%)	(6.1%)	(6.0%)	(6.0%)	(5.9%)	(5.9%)	(5.8%)
合併処理浄化槽等	人	269	264	272	270	255	234	213	192	171	151	131	111	91
	(%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.2%)
未処理人口	人	1,818	2,424	1,573	1,648	1,374	1,318	1,153	988	823	659	495	331	167

※「野洲市生活排水対策推進計画書」(平成21年3月)及び「野洲市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(計画案)より作成。

ただし、平成20年度は、最新実績にて更新。

※各年 年度末人口



別添資料4

分別区分によるごみの分類

1) 市の収集

可燃ごみ	週 2 回	【指定】半透明袋	大 50 円・小 30 円/枚
不燃ごみ	月 1 回	【指定】透明袋	35 円/枚
粗大ごみ	月 1 回	シール	300 円/枚
乾電池	月 1 回	コンテナ	無料
ペットボトル	月 2 回	ネット袋	無料
プラスチック容器類	週 1 回	【指定】半透明袋	大 50 円・小 25 円/枚
ビン	月 1 回	【3色】コンテナ	無料
空き缶・金属	月 1 回	コンテナ (同時収集) 危険物	無料 赤色コンテナ
古紙(新聞紙、ダンボール、雑誌類)	月 1 回	結束	無料
古布	月 1 回	【自由】透明・半透明袋	無料

※可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・プラスチック容器類 → それぞれ平成 22 年 10 月 1 日に収集手数料の改定を行っています。

2) 市施設への直接搬入処理手数料

○野洲クリーンセンター

家庭系	可燃物類・ペットボトル	10kg 当たり	96 円
	粗大ごみ・不燃物類	10kg 当たり	101 円
事業系	可燃物類	10kg 当たり	208 円
	粗大ごみ・不燃物類	10kg 当たり	214 円

※平成 22 年 10 月 1 日に処理手数料の改定を行っています。

○蓮池の里第二処分場

家庭系	土砂瓦礫	10kg	129 円
-----	------	------	-------

※平成 22 年 10 月 1 日に処理手数料の改定を行っています。

※「野洲市 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」

現有処理施設の概要

施設名称	野洲クリーンセンター 焼却処理施設
所在地	野洲市大篠原 3333-2
処理能力	90 t/日 (45 t/24 h × 2基)
炉型式	連続燃焼式
竣工年月日	排ガス高度処理施設：平成14年4月 基幹的整備施設：平成9年4月 (旧施設：昭和57年4月)
設備内容	受入供給設備：ピット&クレーン方式 焼却設備：ストーカ式 排ガス処理設備：自動有害ガス除去装置 電気集じん器 触媒反応塔 排ガス監視：各成分自動連続分析装置 排水処理：クローズドシステム クレーン：半自動制御システム 集じん灰処理：飛灰安定化装置(キレート固化) 運転監視記録：データ処理装置
運転管理体制	委託
対象ごみ	可燃ごみ

施設名称	野洲クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	野洲市大篠原 3333-2
処理能力	25 t/日 (25 t/5 h × 1基)
処理方式	併用施設 (縦形衝撃せん断方式)
竣工年月日	昭和61年4月
設備内容	受入供給設備：受入ホッパ 受入エプロンコンベヤ 破碎設備：縦形衝撃せん断方式 選別設備：ドラム磁選機、風力選別機 トロンメル (回転ふるい) 集じん設備：サイクロン、バグフィルタ、 排風機、サイレンサ
選別種類	3種 (可燃分、不燃分、鉄分)
運転管理体制	委託
対象ごみ	粗大ごみ、不燃ごみ

施設名称	野洲クリーンセンター 資源化施設
所在地	野洲市大篠原 3333-2
処理能力	プラスチック容器類減容化設備：3.6 t/日 (6h) ペットボトル減容化設備：1.2 t/日 (6h)
処理方式	受入+選別+圧縮+貯留方式
竣工年月日	平成15年3月
運転管理体制	委託
対象ごみ	ペットボトル、プラスチック容器類

別添資料5

現有処理施設の概要

施設名称	蓮池の里第二処分場
所在地	野洲市須原1040-1他
埋立開始年月	平成14年4月
総面積	12,600m ²
埋立地面積	7,800m ²
全体容量	32,000m ³
埋立方式	準好気性サンドイッチ埋立方式
しゅ水工	二重高密度ポリエチレンシート、シート漏水検知
浸出水処理施設	処理能力：30m ³ /日 処理方式：凝集沈殿 高度処理(ろ過処理、活性炭処理) 微量有害物質処理
対象ごみ	埋立ごみ、地域清掃土砂類、破碎不燃物等

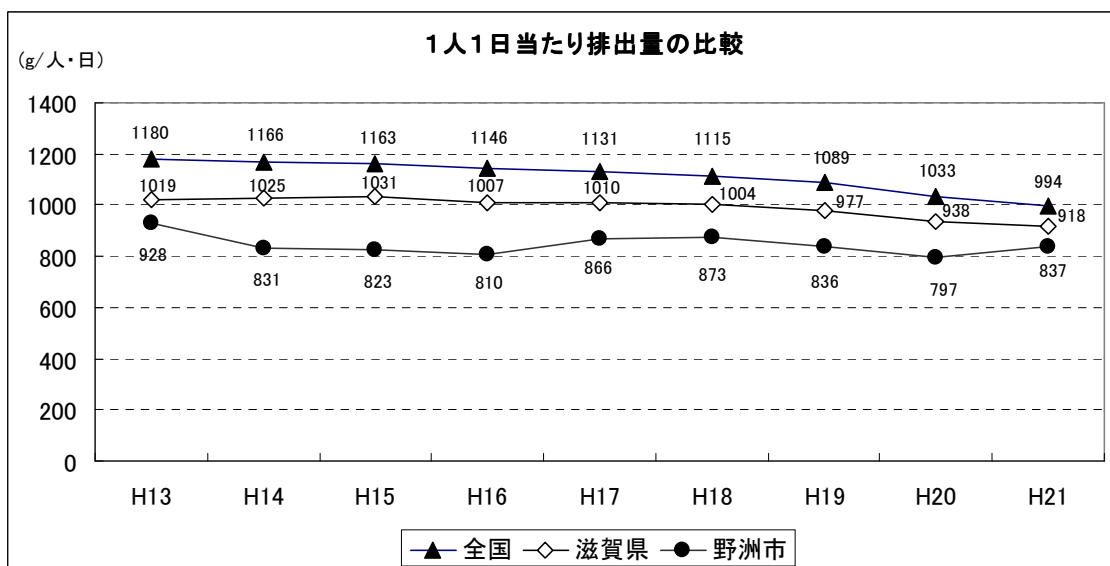
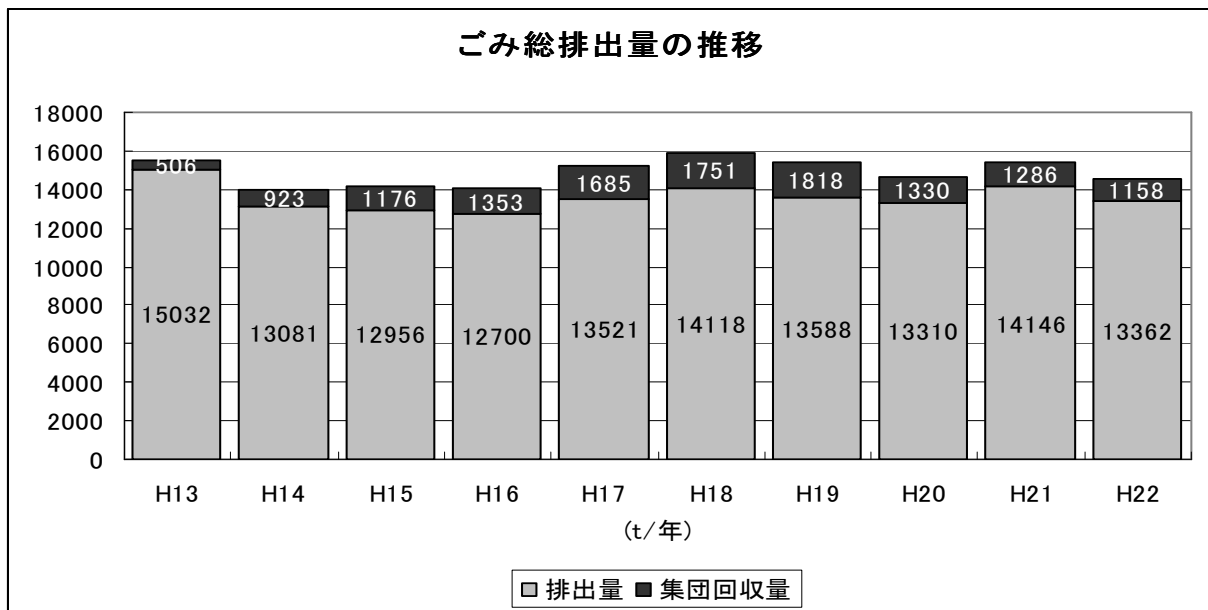
※ペットボトルの資源化設備は平成10年度から稼働中であり、平成15年3月に現資源化施設へ移行し、処理を行っている。

※「野洲市 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(計画案)参照

減量化・資源化目標について

過去 10 年間における本市のごみ総排出量は、平成 14 年度のプラスチック類の分別収集開始や、可燃ごみをそれまでの「指定紙袋制」から「半透明指定袋制」へ転換したこと等により、当該年度に大きく減少し、その後もその傾向を維持していたが、平成 17 年度の許可業者による事業系ごみの収集運搬開始により、若干増加したものの、翌年度からの検査制度の強化等により、平成 19 年度には減少に転じ、平成 20 年度も 14,629 t/年と、さらに減少している。平成 21 年度は火災ごみの影響による増加があるものの、減少傾向にある。

1 人 1 日あたり排出量は、全国と比べて 300g 程度低く、滋賀県と比べて 100~200g 程度低い値を維持しており、従来から相当程度の発生抑制を行なってきた。



※全国:「日本の廃棄物 平成 21 年度版」、滋賀県:「一般廃棄物処理実態調査」より、下記式にて算定
 ※野洲市:H10~H15 は「一般廃棄物処理実態調査」、H16~H21 は実績より、下記式にて算定
 ※原単位=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷総人口÷365 日または 366 日×10⁶